

## 文京区介護サービスにおける事故報告処理基準

平成 15 年 4 月 1 日作成	14 文介支第 1572 号
平成 18 年 4 月 1 日改正	17 文介介第 1742 号
平成 19 年 6 月 1 日改正	19 文介介第 281 号
平成 20 年 4 月 1 日改正	19 文介介第 2130 号
平成 24 年 5 月 1 日改正	24 文福介第 233 号
平成 26 年 8 月 1 日改正	26 文福介第 848 号
平成 27 年 11 月 1 日改正	27 文福介第 1485 号
平成 29 年 3 月 27 日改正	28 文福介第 3005 号
平成 30 年 8 月 3 日改正	30 文福介第 1135 号
令和 5 年 4 月 4 日改正	2023 文福介第 28 号
令和 8 年 3 月 25 日改正	2025 文福介第 2986 号

### 1 目的

この基準は、介護サービスの提供により発生した事故を把握するとともに、別表に掲げる介護サービスを提供する事業者（以下「介護サービス事業者」という。）による事故への速やかな対応及び事故防止への取組を支援し、及び促進することにより、介護サービスの質の向上と安心してサービス利用ができる体制の確立を目指すことを目的とする。

### 2 事故の報告と手順

介護サービス事業者は、介護サービスの提供に際し事故が発生したときは、福祉部長に対し、以下の手順により事故報告を行わなければならない。

- (1) 事故発生後、介護サービス事業者は、速やかに介護サービス事業者事故発生報告書（別記様式）等の「1 事故状況」から「6 事故発生後の状況」までを記載し、第1報として事故発生を報告するものとする。
- (2) (1)による報告後、介護サービス事業者は、区の指示があったときは、別記様式により適宜途中経過を報告するものとする。
- (3) 介護サービス事業者は、事故処理が終了した時点で、別記様式の該当する項目を全て記載し、最終報告として提出するものとする。
- (4) (2)及び(3)にかかわらず、(1)による報告の時点で事故処理が終了しているときは、当該報告をもって最終報告とすることができる。ただし、当該報告に当たっては、別記様式の該当する項目を全て記載するものとする。

### 3 報告の範囲

報告すべき事故の範囲は、事業者の責任の有無にかかわらず、介護サービス等の提供に伴い発生した事故とし、次の各号に該当するものとする。

#### (1) 次のいずれかに該当する場合

ア 死亡に至った事故

イ 医療機関での受診を要した事故（介護保険施設等においては、施設の勤務医、配置医への受診含む）

ウ 感染症、食中毒又は疥癬が発生した事故

エ 災害（地震・風水害火災）により介護サービスの提供に影響する重大な事故

オ 個人情報保護に関連する事故

カ 介護サービス事業所等の従事者による法令違反・不祥事等により、利用者が付帯的な損害を受けた、又はサービスの利用に影響を受けた場合の事故（交通事故、経済的損失及び精神的被害等を含む）

キ 利用者が加害者となった事故（経済的損失及び精神的非該当を含む）

ク その他、区が必要と認めたもの

#### (2) 次のいずれかに該当する場合は、前号に該当する場合を含め、報告を要しないものとすることができる。

ア 比較的軽易なけがのとき（前項イに該当する事故を除く）。

イ 老衰等により死亡したとき。

#### (3) 前2号の規定にかかわらず、区から報告を求められた場合は、介護サービス事業者は報告を要するものとする。

### 4 報告の対象

報告する事故は、事故当事者である介護サービス等利用者が区の被保険者である場合及び介護サービス事業者の施設所在地が区内の場合とする。

### 5 報告書の提出方法及び提出

LoGoフォームに必要事項を入力し、介護サービス事業者事故発生報告書（別記様式）及び必要書類を添付して、文京区福祉部介護保険課に提出しなければならない。ただし、LoGoフォームによる申請により難しい場合は、書面で提出することができる。

### 6 対応

(1) 区は、事故報告の内容に不明な点がある場合、介護サービス事業者に事故内容の問い合わせを行う。この場合において、福祉部長が必要であると認めたときは、区は介護サ

ービス事業者に具体的説明を求めるものとする。

- (2) 対応する事故は、事故当事者が区の被保険者である場合とする。ただし、必要に応じ他の区市町村の被保険者に係る事故についても、当該区市町村と連携し、対応するものとする。
- (3) 重大な事故については、必要に応じて、東京都、東京都国民健康保険団体連合会又は他の区市町村と連携を図るものとする。

付 則

この基準は、平成15年4月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成19年6月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成24年5月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成26年8月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成27年11月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成30年9月1日から施行する。

付 則

この基準は、令和5年6月1日から施行する。

付 則

この基準は、令和8年4月1日から施行する。